

仕様書

1 業務名

札幌市営地下鉄車内広告制作・掲出業務

2 業務概要

札幌市営地下鉄車内への啓発広告の掲出にあたって、掲出ポスターのデザイン、ポスター必要部数の印刷、掲出枠の確保、札幌市交通局等との調整などの掲出に伴う一切の業務を行う。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 地下鉄広告製作業務

制作する広告は、「副業トラブル」、「札幌市消費者センターの周知」の2種類とし、トラブル概要や趣旨について十分理解した上で、委託者と協議の上、下記のとおり広告内容及びデザインを制作すること。

ア 副業トラブル（広告A）

(ア) トラブルの概要

「簡単な作業で高額な収入を得ることができる」といった、簡単・気軽に稼げることをうたう副業広告に釣られて、情報商材等を高額で購入したが、知識の無い者には活用が困難であったり、実際には内容が陳腐であることから、思ったように稼ぐことができなかったり、高額報酬を得るため等と次々に指示され振り込んだものの高額報酬を得られなかったといったトラブルである。

(イ) 広告内容・デザイン

上記トラブルの概要が簡潔に伝わる内容とし、同時に一目見ただけで印象に残り、注意意識が喚起されるインパクトのあるデザインとすること。

また、広告内容・デザインは下記事項に従うこと。

- a 広告内容を体現する主体デザインは人物実写（新規撮影）とする。
また、写真案は2案以上示し、委託者と協議の上、決定する。
なお、一部にイラストや図等を挿入することは妨げない。
- b 広告内容を体現したキャッチコピーを添えること。
キャッチコピー案は3案以上示し、委託者と協議の上、決定する。
- c トラブルの解説や注意するポイントを入れること。
- d 相談先としての札幌市消費者センターについて、名称、電話番号等を示すこと。

イ 札幌市消費者センターの周知（広告B）

(ア) 概要

消費者トラブルがあった際には、全国に設置されている「消費生活センター」へ相談することができ、専門知識を持つ相談員が、消費者の相談内容を把握して、解決のためのアドバイスしている。一人で抱え込まず、気軽に相談ができる札幌市消費者センターの周知と全国共通の消費者ホットライン「188(いやや!)」の周知。

(イ) 広告内容・デザイン

上記概要が伝わる内容とし、相談することの意義が伝わるデザインとすること。

また、広告内容・デザインは下記事項に従うこと。

a 広告内容を体現する主体デザインは人物実写（新規撮影）とする。

また、写真案は3案以上示し、委託者と協議の上、決定する。

なお、一部にイラストや図等を挿入することは妨げない。

b 上記「ア 副業トラブル」とセットで広告されることを鑑み、色調を統一するなど、一体感のあるレイアウトとすること。

ウ 共通事項

(ア) サイズ・レイアウト

B 3 ポスターワイド (H364mm×W1,030mm)

半々に左側「広告A」、右側「広告B」の順に連なるレイアウトにすること。

(イ) 枚数：440枚

(ウ) 校正は、広告A、広告Bそれぞれ3回以上行うこと。

(エ) 作成に当たっては、本市が作成した「広報に関する色のガイドライン改訂版」(<https://www.city.sapporo.jp/koho/color/>)を参考とし、誰にとって見やすく、分かりやすくなるよう配慮すること。

(オ) ライラックマークに付記する市政等資料番号と広報印刷物登録番号は、契約締結後、別途通知する。

(2) 広告掲出業務

ア 掲載場所

まど上ポスター (B 3 ポスターワイド)

(ア) 掲載広告

広告A、広告B

(イ) 掲出単位

全線全車両に1枚ずつ

(ウ) 掲出期間

令和8年2月1日から令和8年3月31日の期間中の連続した30日間

5 成果の帰属・使用及び秘密保持

- (1) 受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (3) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (4) 受託者は、成果物に使用する映像、音楽、写真、イラストその他資料、データ等について、第三者の著作権法に規定する権利、所有権その他一切の権利を侵害するものではないことを保証すること。また、成果物に関し、第三者による権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- (5) 成果物のうち、人物実写を使用する広告A、Bについては、令和9年（2028年）3月31日まで使用できるよう必要な措置を講じること。
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。
- (7) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守しなければならない。また、本業務で扱う個人情報の委託者への提供については、必ず本人の同意を得た上で実施すること。

6 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷軽減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など、環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 報告及び成果物

- (1) 当該関係業務の結果は、速やかに本市指定の完了届を提出すること。
- (2) CD-R等のデジタル媒体にて、製作した広告のオリジナルデータ（illustrator（CS4以上）形式とPDF形式）を納品すること。

8 特記事項

- (1) 当該業務の実施にあたっては、事前に委託者と十分に打合せをすること。
- (2) 本業務履行に当たり、この仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方の協議により処理する。
- (3) 受託者が提供を受けたデータ等については、業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。

9 担当

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課消費生活係
担当：櫛引（Tel：011-211-2245）